

- ・東京都が費用を負担する修繕 → 「東京都負担」
- ・みなさんに費用を負担していただく修繕 → 「みなさん負担」

※費用区分が「東京都負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費用は「みなさん負担」となります。

- 下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。
- 住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 図示にない設備の負担区分はお問い合わせください。

| | | |
|--|--|--|
| <p>玄関ドア 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ドアが開かない、閉まりが悪い = 東京都負担 ・扉が変形した、扉および枠が腐食して穴があいた = 東京都負担 ・扉の塗装がはがれた（外側・内側とも） = みなさん負担 | <p>ドアクローザー、ドアスコープ、ドアチェーン、ドアガード 2 3 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ドアクローザー <ul style="list-style-type: none"> ・ドアクローザーの作動不良、破損した（ドアの閉まる速さの調節も含む） = みなさん負担 ■ドアスコープ <ul style="list-style-type: none"> ・ドアスコープが曇ってみえない、破損した = みなさん負担 ■ドアチェーン、ドアガード <ul style="list-style-type: none"> ・ドアガードがかからない、動かない = みなさん負担 ・ドアチェーンが切れた（かかりにくい） = みなさん負担 | |
| <p>分電盤、スイッチ 7 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ■分電盤 <ul style="list-style-type: none"> ・電気の分電盤（個別開閉器）が脱落した、破損した = 東京都負担 エアコン関連 = みなさん負担 <p>詳細はこちら▼ https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/airconsetti.html</p> ・絶縁不良により、電気がつかない = 東京都負担 ■スイッチ <ul style="list-style-type: none"> ・スイッチ不良、破損した = みなさん負担 <p>照明器具 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の電球が切れた = みなさん負担 ・照明器具のカバー（笠、グローブ）が破損した = みなさん負担 | | <p>玄関錠、新聞受け箱 5 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■玄関錠 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関錠の鍵をなくした、破損した、折れた = みなさん負担 ・玄関錠の取っ手が破損した、とれた = みなさん負担 ■新聞受け箱 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞受け箱本体が破損した、脱落した = みなさん負担 ・新聞受け箱のふたがとれた、破損した = みなさん負担 |
| <p>床 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床なり、きしみがある = 東京都負担 ・床が腐った、床落ちする = 東京都負担 ・床が汚くなってきた、ワックスを塗りたい = みなさん負担 | <p>下駄箱 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下駄箱が破損した、腐食している = みなさん負担 ・下駄箱の扉が開かない、閉まらない = みなさん負担 ・下駄箱の取っ手が破損した、とれた = みなさん負担 | |

◆ 注意事項 ◆

玄関の土間は防水処理をしていません。
掃除などで水を流すと階下へ漏水するおそれがあります。
玄関の掃除は水を流さないようにしましょう。

チャイム、非常警報器付インターホン 12

- チャイム**
 - ・チャイムが鳴らない、不良 = **みなさん負担**
- 非常警報器付インターホン**
 - ・インターホンの声が聞こえない、通話ができない
= **みなさん負担**
 - ・非常警報器付インターホンの作動不良 = **東京都負担**

